

篠 監 公 表 第 8 号
平成 24 年 12 月 28 日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 林 茂

篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成24年11月15日に提出のあった篠山市職員措置請求書について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

篠山市職員措置請求に係る監査結果
(平成24年11月5日提出 東雲校振興会分)

平成24年12月

篠山市監査委員

篠山市職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受理

1 請求の受付

平成24年11月5日に下記の者から地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求書の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市* * * * *

氏 名 * * * * *

2 請求の概要

(1) 請求の要旨

篠山市長及び決裁者は、公金を兵庫県立篠山東雲高等学校振興会(以下、「振興会」という。)に負担金50万円を交付していた。21年度から補助金として45万円交付している。

負担金は、振興会会長 酒井隆明から各50万円の請求書が出されただけで支出されていた。

また実績報告や会計報告も行われていない。不当な公金の使い方と言わざるを得ない。

この違法行為による、負担金・補助金の支出は、財務会計上、不当である。

市は昭和50年から本年にわたり兵庫県立篠山東雲高等学校に対して多額の負担金・補助金を支出していた。その金額は33年(50万円)1,650万円、4年(45万円)180万円合計1,830万円の公金が使われてきた。

その根拠となったのが「兵庫県立篠山東雲高等学校振興会規約(以下、「振興会規約」という。)第12条「本会の経費は、篠山市の負担とする。」の規約であるがこの規約は「任意団体」の規約であり公金である税金を投入するのを最初から公金を不当に受け取ることを目的にした組織であり規約と言わざるを得ない。

負担金とは、地方公共団体が行う特定の事業に対し特別の利害関係を有する者に、その事業に要する経費の全部または一部を負担するということであるが振興会は事業を行う団体ではなくそこに公金を負担金として長年にわたり旧町時代の悪しき慣例を役所、教育委員会、議会がぐるになって継続してきた愚行は赦されない。

特定の団体の規約にこのような一方的な「負担金」を強要することはおかしい。

また、長年にわたりこの負担金を看過してきた決裁者、総務部長の責任は極め

て重い。

また、この振興会に各校3名の議員が議会から審議委員として選出されている。

これもおかしいことである。審議会ではない「振興会」である。審議委員の選出はやめなければならない。

審議会ではないのに議員はなにも考えず就任してはならない。それを容認している議会事務局も怠慢である。

本会の組織は次の者を持って構成する、「市長、教育長、総務部長、議会議員3名、自治会長、学識経験者、教頭、PTA 会長・副会長、同窓会長」としている極めて偏った会である。

補助金は市長からの呼びかけで申請するように促している。振興会会長の酒井隆明あてに「地域活性化及び次世代人財育成を目的として事業を実施される貴会に対し、今年度も事業補助をすることとしております。」とある。

しかし、最近の事業報告書を見ると学校の予算で支出しなければいけない費用を市民の税金で肩代わりしている。

平成20年までは、事業報告書の提出もなければ支出の報告や領収書の提出もない税金のばらまきであった。

また、平成22年度・21年度・23年度の補助金の使途不明や学校の費用の肩代わり、領収書の不備、意図的改ざんが日常的に行われている。

平成23年度決算書に基づき不当な公金合計446,131円を支出している。

それらの中には、収入印紙の不備、3月23日の駆け込み購入である補助金の返金逃れの支払い、また、本来学校の費用でまかなうべき費用を「振興会」につけ回ししていると言わざるを得ない。

宛名の違う領収書で決裁した市長・副市長・総務部長など決裁者は不当な支出を黙認してきた罪は極めて重い。

また、それらをチェックするべき立場の市議員は振興会会員であり内部において見過ごしている罪は大きい。

市政をになう資格はなく議員としての資質を疑う。これは歴代の議員も同じである。議員の職責を考えなければならない。

本来このような会は、同窓会や学校関係者から会員を募り、集めた会費を原資としてしなければならない。市民のすべてが篠山産業高校に通学しているわけではなく一部の利益のために公金を支出することはまかりならない。

現在は、酒井隆明市長が振興会の会長であり酒井隆明市長が補助金の交付請求をするように申請する茶番劇である。

さすがに後ろめたいのか交付決定は副市長金野幸雄が行っている。現在も副市長平野斉名で決定通知をだしている。

特定の団体の規約にこのような一方的な「負担金」を強要することはおかしい。

この会の発足時に真っ当な考えが出来る町民や職員、議員はいなかったのだろうか。

また、長年にわたりこの負担金を看過してきた専決決裁者 副市長 総務部長の責任は極めて重い。

市長及び決裁者らに、446,131円を返還するよう勧告されたい。

また、振興会への補助金を廃止するようとの勧告をされたい。

行財政改革を実行しているといいながら特定の団体を優遇することは辞めなければいけない。

(2) 事実を証する書面

ア. 平成19年度東雲校振興会負担金請求書（平成19年10月31日付請求500,000円）

イ. 平成19年度東雲校振興会負担金に関する支出負担行為書及び支出決定書

ウ. 平成23年度高等学校振興会補助金交付に係る申請手続きについてと題する文書（市長から振興会会長への平成23年10月7日付文書）

エ. 各種領収書等4通（ハッピー、スチールラック、県産業教育振興会費、花代）

3 請求の要件審査

本件措置請求は、自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成24年11月16日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目(1)から(5)が「不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

ただし、項目(2)から(5)は請求人が本件と同日提出した丹南校振興会に関する措置請求書に対する監査結果で判断を明らかにしているため、そちらを参照されたい。

(1) 一部に駆け込み購入があり、返金逃れであるとする事について

(2) 振興会規約が最初から公金を不当に受け取ることを目的としていることとの主張について

(3) 添付されている領収書の宛名が振興会名ではなく、また、一部は学校が本来支払わなければならないものであることとの主張について

(4) 市民の全てが当該校に通学しているわけではなく、一部の利益のための公金支出であることとの主張について

(5) 振興会会長である市長が市長に補助金の交付申請をしていることとの主張につ

いて

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

次の件については、監査の対象事項としなかった。

- ア. 平成20年度以前の負担金及び平成22年度以前の補助金
- イ. 振興会の組織に篠山市議会議員3名が含まれるとの点
- ウ. 収入印紙の不備について

(2) 監査の対象としなかった理由

上記(1)ア及びイについては、請求人が同日提出した丹南校振興会に関する措置請求書に対する監査結果で理由を明らかにしているため、そちらを参照されたい。

上記(1)ウについて、請求人が主張する領収書が課税文書である場合、印紙税の納税義務は、課税文書を作成した時に成立することになるが、その作成した課税文書について印紙税を納める義務は、課税文書の作成者にあることから、印紙税の不備に関しては、市の財務会計上の行為等とはいえない。

2 監査対象部局 総務部総務課

3 関係職員陳述

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成24年11月27日に総務部総務課の関係職員から陳述の聴取をした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成24年12月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、新たな証拠（追加証拠）として、下記の文書が提出された。

- ア. 振興会規約
- イ. 補助事業実績報告書（平成24年3月30日付）
- ウ. 平成23年度県立篠山東雲高等学校振興会会計決算報告書と題する文書
- エ. 各種領収書等写し10枚
- オ. 懸垂幕レイアウトの校正依頼と思われるFAX用紙

第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。
したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員陳述等により次のとおり事実関係を確認した。

- ア. 振興会からの補助金交付申請日は平成23年10月21日付であり、その額は450,000円である。
- イ. 同交付決定日は平成23年10月26日付である。
- ウ. 補助金は2回に分けて支出されている。
- エ. 第1回目の支出は平成23年11月21日で330,000円、第2回目の支出は平成24年2月10日で120,000円である。
- オ. 平成23年度の補助金の額は平成24年3月30日に実績報告がされており、450,000円で確定されている。
- カ. 補助金交付申請書による補助事業等の目的は、地域活性化及び次世代人材育成を目的とし、地域貢献・地域連携の成果を発揮することを期待するとある。

(2) 監査委員の判断

本件措置請求について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

ただし、請求人が同日提出した丹南校振興会に関する措置請求書と重複する部分は、その監査結果で判断を明らかにしているもので、そちらを参照されたい。

請求人は、一部に駆け込み購入があり、返金逃れであると主張し、そのことが、不当な公金支出にあたりと主張しているもので、この点について判断する。

判断(1)

請求人は3月23日購入のスチールラックが駆け込み購入であるとし、補助金の返金逃れは明白であると主張する。

しかし、補助事業の完了までに支出されていれば、その支出は有効であると判断すべきである。

したがって、当然に不当性を認定することはできないものである。

以上判断(1)及び請求人が本件と同日提出の丹南校振興会に関する措置請求監査結果により、補助金の交付自体とその手続き等に不当性がないので、請求人が当職に対し、市長及び決裁者らに446,131円を市に返還すること及び振興会への補助金廃止を求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。

第4 意見

本件措置請求についての監査委員の判断及び監査結果は以上のとおりであるが、市長に対し次のとおり意見する。

- 1 本件の補助にあたり、実績報告書に添付の領収書等の宛名が振興会名になっていないのは、適切さを欠いているので改めるとともに、補助金の実績報告書の提出を受けた場合の確認は十分に行うこと。
- 2 本件の補助金について、一定の公益上の必要性は有していると判断できるものの、補助対象と補助対象外の経費が明確ではなく、補助金を交付する以上、補助金交付申請書の段階から補助目的に合致する具体的な計画と予算を求め、補助金と学校の経費負担を区分し明確にしておくこと。